

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 越 智 忍 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 永 井 隆 文

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく令和 6 年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 上下水道部

上下水道政策局

下水道業務課、下水道工務課

水道総務課、水道工務課、今治事業所、玉川事業所、

菊間事業所、越智諸島事業所、関前事業所

3 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
令和 7 年 1 月 10 日～令和 7 年 2 月 19 日	木原 盛展・渡部 豊
令和 7 年 2 月 20 日～令和 7 年 2 月 27 日	木原 盛展
令和 7 年 2 月 28 日～令和 7 年 4 月 7 日	木原 盛展・永井 隆文

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和 6 年度における上下水道部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

下水道業務課・下水道工務課

【事務分掌（下水道業務課）】

- (1) 下水道受益者負担金、使用料等の賦課徴収に関する事。
- (2) 水洗便所の普及に関する事。
- (3) 排水設備(除害施設を除く。)工事の指導及び検査確認に関する事。
- (4) 下水道指定工事人等に関する事。
- (5) 下水道事業のうち他課に属さない事項に関する事。

【事務分掌（下水道工務課）】

- (1) 下水道計画の策定に関する事。
- (2) 下水道の建設(地域改善対策事業を含む。)に関する事。
- (3) 下水道管渠等(小規模下水道を含む)の維持管理に関する事。
- (4) 下水道台帳に関する事。
- (5) 下水処理施設(小規模下水道を含む。)の維持管理に関する事。
- (6) 公共下水道ポンプ場の維持管理に関する事。
- (7) 下水(小規模下水道を含む。)の水質管理に関する事。
- (8) 除害施設に関する事。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 電柱の占用料の許可期間が翌年度以降にわたるものにおいて、当該年度分を当該年度の4月末までに納付していないものがあつた。今治市道路占用料徴収条例第4条第3項に定めるとおり徴収されたい。
- 2 下水道受益者負担金において、債権管理室へ移管するまでは延滞金を徴収していなかつた。納期限後にその債権を納付する場合は、地方自治法第231条の3及び今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例第16条第1項に基づき延滞金を徴収すること。また、同条例第16条第5項及び市債権管理規則第5条に基づき、延滞金の減免を行う場合は、市事務決裁規程に基づく決裁を受けること。

(意見)

- 1 令和7年1月に他市で大規模な道路陥没事故が発生し、国土交通省は、当該陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を管理する下水道管理者に対して緊急点検等を要請した。本市は緊急点検対象となる下水道管路を有していないものの、日頃より下水道管路の点検を実施し、適切な維持管理に努められたい。

- 2 災害等に備えるため、技術職員の育成や技術の継承は重要な課題であることから、計画的な職員採用や技術職員の配置について人事課と協議し、技術が途絶えることの無いように努められたい。
- 3 施設の運転に対して影響が小さいもので部品の手配に時間を要しないものについては、突発的な修繕として不具合が発生する都度、修繕対応を実施していたが、不具合が発生する頻度が高いように見受けられた。すべての設備に対して予防的な対応は費用の面から難しいが、施設の運営に支障をきたさないよう、保守点検等の結果も踏まえ、修繕や工事の適切な実施を検討されたい。
- 4 未水洗化調査委託について、巡回先では空き家や不在のみで住人に面会できず、大半が周知文書も投函していなかったため、本事業の目的である下水道への接続推奨の周知の機会を増やす方法を検討されたい。

水道総務課・水道工務課・各事業所

【事務分掌（水道総務課）】

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 職員の給与、服務、福利厚生その他勤務条件に関すること。
- (4) 予算及び財政計画に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 工事請負その他契約に関すること。
- (7) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 物品の調達及び出納保管に関すること。
- (9) 長期的な事業経営の企画及び研究に関すること。
- (10) 水資源対策及び水利調整に関すること。
- (11) 渇水対策及び水道の事故の総括に関すること。
- (12) 水道及び工業用水道の使用に関すること。
- (13) 歳入の調定に関すること。
- (14) 歳入の収納に関すること。
- (15) 給水装置工事者の指定及び業務指導に関すること。
- (16) 給水装置工事及び小口径給水管工事の受付、設計及び工事施行に関すること。
- (17) 専用水道、簡易専用水道及び愛媛県水道条例に基づく水道の設計等の確認に関すること。
- (18) 企業債に関すること。
- (19) 部の事務の総合調整に関すること。
- (20) 今治事業所に係る(4)から(16)までの事務並びに今治事業所を除く各事業所の(1)から(6)まで、(11)及び(16)の事務の調整及び指導に関すること。

【事務分掌（水道工務課）】

- (1) 水道事業計画及びその施行に関すること。
- (2) 受託工事の施行に関すること。
- (3) 建設改良事業の計画及び施行に関すること。
- (4) 取水、浄水及び配水の作業に関すること。
- (5) 所管施設その他水道施設及び工業用水道施設の維持管理に関すること。
- (6) 専用水道、簡易専用水道及び愛媛県水道条例に基づく水道の管理等の確認に関すること。
- (7) 浄水場に関すること。
- (8) 水質検査に関すること。
- (9) 工事用機材、車両等の管理に関すること。
- (10) 軽易な給水工事及びこれに付帯する受託工事の施行に関すること。
- (11) 水道管路情報の総括管理に関すること。

- (12) 漏水調査及び漏水防止作業に関すること。
- (13) 今治事業所等に係る(1)から(12)までの事務並びに今治事業所等を除く各事業所の(7)から(15)まで((11)を除く。)の事務の調整及び指導に関すること

【事務分掌（各事業所）】

- (1) 予算及び財政計画に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 物品の調達及び出納保管に関すること。
- (4) 水道、簡易水道及び工業用水道の使用に関すること。
- (5) 歳入の収納に関すること。
- (6) 水源対策及び水利調整に関すること。
- (7) 建設改良事業の計画及び施行に関すること。
- (8) 所管施設その他水道施設、簡易水道施設及び工業用水道施設の維持管理に関すること。
- (9) 給水工事その他受託工事の施行に関すること。
- (10) 工業用機材、車両等の管理に関すること。
- (11) 専用水道、簡易専用水道及び愛媛県水道条例に基づく水道の設計等の確認に関すること。
- (12) 取水、浄水及び配水の作業に関すること。
- (13) 水質検査に関すること。
- (14) 水道事業計画に関すること。
- (15) 専用水道、簡易専用水道及び愛媛県水道条例に基づく水道の管理等の確認に関すること。
- (16) 渇水対策及び水道の事故対策に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 修正テープや砂消しゴム等を用いて文字や数字を修正していた事例が多数散見された。こうした修正は、文書の改ざん等の誤解を生じる可能性があることから、文字や数字の修正は、二重線や必要に応じて訂正印による修正、もしくは修正後の書類の提出を相手方に求めるようにし、適切な公文書作成を徹底されたい。
- 2 地方公営企業法施行令第22条の4に規定されている出納取扱金融機関等に対する検査の実績が見受けられなかったため、適切に実施されたい。
なお、検査後に、実施状況を再度報告されたい。
- 3 公営企業職員は労働基準法が適用となるため、労働組合等と市との間で時間外労働及び休日労働に関する協定書（以下、「36協定書」という。）を締結しているが、36協定書に定める1日あたりの時間外労働の上限を超過していたものが見受けられたので、今後は36協定書を遵守されたい。

- 4 水道総務課・水道工務課では、全職員タイムカードにて退勤時間を管理しているが、退勤時間の状況から時間外労働が発生していると見受けられたので状況を確認したところ、時間外労働が発生しているにも関わらず、時間外勤務手当が支給されていない事例が見受けられた。時間外労働の有無について他の事例についても確認し、支給されていない時間外勤務手当については速やかに支給するようにされたい。
- 5 週休日の振替が未取得であった職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。
- 6 工事請負契約書作成に係る公印の使用について、公印使用承認欄に押印がないものが多数見受けられ、公印使用の手続きに不備があったことが確認されたので、今後は公印規則に基づき、適正に対応するようにされたい。
- 7 緊急工事等の対応について、工事検査室による検査を受けていなかったこと、暫定契約書による契約締結をしていなかったことが確認されたので、その他の事項も含めて契約課発出文書のとおり、今後は適正に対応されたい。

(意見)

- 1 水道総務課・水道工務課において、管理職を含む特定の職員に時間外労働が集中していたことから、負担が過重にならないよう、業務の調整を行う等労務管理を適正に行うようにされたい。なお、リスク回避等の観点から、管理職に業務が集中している状況については見直しをするようにされたい。
- 2 災害等に備えるため、技術職員の育成や技術の継承は重要な課題であることから、計画的な職員採用や技術職員の配置について人事課と協議し、技術が途絶えることの無いように努められたい。